

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	590
	第2種電柱		900
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		530
	第2種電話柱		840
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	510
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440

	広告塔			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900
	その他のもの			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
法第 32 条第 1 項 第 2 号に 掲げる物 件	外径が 0.15 メートル未満のもの			長さ 1 メー トルにつき 1 年	47
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの				63
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				130
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの				320
	外径が 1 メートル以上のもの				630
法第 32 条第 1 項 第 3 号に 掲げる施 設	自動運行 補助施設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの その他の もの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	3
					11
		道路の構造又は交通		1 本につき 1	840

		の状況を表示する標 示柱その他の柱類	年	
	その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1	530
		地下に設 けるもの	年	320
	その他のもの			1,100
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1	1,100
法第 32 条第 1 項 第 5 号に 掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	平方メート ルにつき 1	A に 0.004 を 乗じて得た額
		階数が 2 のもの	年	A に 0.006 を 乗じて得た額
		階数が 3 以上のも の		A に 0.007 を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			940
	地下に設ける通路			560
その他のもの			1,100	
法第 32 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	19
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	190
政令第 7 条第 1 号	看板(アーチで あるものを除	一時的に設け るもの	表示面積 1 平方メート	190

に掲げる 物件	く。)		ルにつき 1 月	
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1,900
	標識		1本につき 1 年	840
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1 日	19
		その他のもの	1本につき 1 月	190
	幕(政令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	19
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	190
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき 1 月	1,900
		その他のもの		940
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1
政令第7条第3号に掲げる施設			平方メート ルにつき 1	Aに0.031を 乗じて得た額

		年		
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	110	
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.012 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.017 を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.007 を乗じて得た額
その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.025 を乗じて得た額		
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.015 を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 11 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.015 を乗じて得た額	

条第11号に掲げる応急仮設建築物	路面下に設けるもの	乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
備考		
<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 1件の占用料が100円に満たないものにあつては、これを100円とする。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電</p>		

話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。